

坂城都市計画下水道の変更（案）
(坂城町決定)

計 画 書

令和8年1月

埴 科 郡 坂 城 町

【計画書】

坂城都市計画下水道の変更（坂城町決定）

都市計画坂城町公共下水道「2. 排水区域」を次のように変更する。

1. 下水道の名称 坂城町公共下水道

2. 排水区域

「排水区域は総括図表示のとおり」

3. 下水管渠（分流式）

内訳	位置		備考
	起点	終点	
—	—	—	

4. その他の施設

内訳	位置	備考
—	—	

理由

テクノさかき工業団地拡張に伴い、当該区域を公共下水道区域へ取り込み、公共下水道の整備促進を図りたい。

地形的条件により下水道への接続が困難である区域を公共下水道区域から廃止したい。

上記区域の変更を行い、適切な公共下水道の整備、公衆衛生の向上及び公共用海域の水質保全を図りたい。

【変更理由書】

変更理由書

坂城町では、平成3年12月12日に良好な都市環境の形成及び保持などが必要な地域として坂城第1処理分区及び坂城第2処理分区約564haを排水区域に定めて都市計画決定を行い、「千曲川流域下水道(上流処理区)」として平成5年度に事業認可を受け、公共下水道事業の推進を図り、平成12年10月1日に一部供用開始を行った。

また、市街地の進展や土地利用の動向を踏まえ、平成10年2月18日に排水区域584haに、令和6年4年1日に排水区域601haへ随時区域拡大を行い、順次整備に努めてきた。令和4年度に長野県と坂城町が協同で策定した『長野県生活排水処理構想（2022改定版）』において、坂城町では令和7年度までに下水道の整備を完了すること目標に掲げており、令和3年度末時点で住居地域の9割を超える進捗で整備を進めている。

本町では、企業の新たな事業展開や地域経済の活性化につなげるべく、令和3年7月からテクノさかき工業団地西側に拡張造成工事を進めている。併せて、令和4年4月には当該地区に近接する町道A09号線が開通し、国道18号バイパスと上信越自動車坂城インターチェンジ間のアクセス向上や町内企業への就職を契機とした街への移住・定住につながることなどが期待される。

今回の変更は、テクノさかき工業団地の下水道整備促進のため、拡張区域3.7haを排水区域に加えるとともに、地形的条件により下水道への接続が困難である区域0.04haを排水区域から廃止するものである。

排水区域の変更を行い、適切に公共下水道の整備を実施することで、公衆衛生の向上及び公共用水域の水質保全を図るものである。

【総括図】

坂城都市計画図

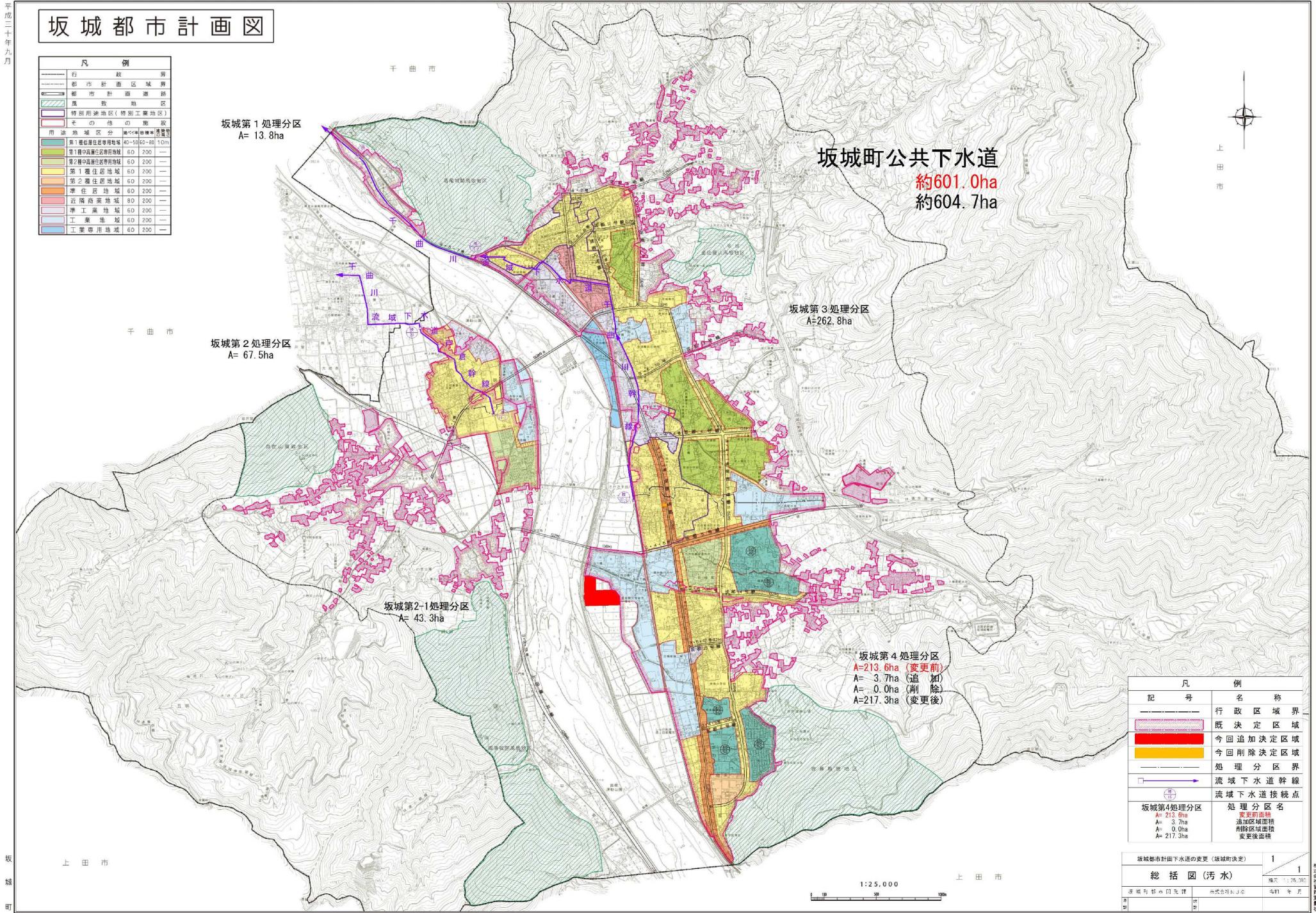
凡 例	
行政区域界	都 市 肝 団 区 域 界
都 市 肝 团 道 路	都 市 肝 团 地 区
特別用施設区(特別工業地区)	風 政 の 施 設
その他の施設	用 途 地 区 分
第1種居住区宅地	第1種居住区宅地
第2種居住区宅地	第2種居住区宅地
準 住 居 地	第1種商業区宅地
近 附 商 業 地	第2種商業区宅地
準 工 業 地	準 工 业 地
工 业 地	工 业 地
工 业 使 用 地	工 业 使 用 地

坂城第1処理分区
A= 13.8ha坂城町公共下水道
約601.0ha
約604.7ha坂城第2処理分区
A= 67.5ha坂城第3処理分区
A=262.8ha坂城第2-1処理分区
A= 43.3ha坂城第4処理分区
A=213.6ha (変更前)
A= 3.7ha (追 加)
A= 0.0ha (削 除)
A=217.3ha (変更後)

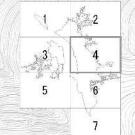
上 田 市

坂城都市計画下水道の変更（坂城町決定）		1	1
総 括 図 (汚 水)	1	1	1
調査判 明 写 照	無	無	無
年 月	無	無	無

凡 例	
記 号	名 称
行政区域界	既 決 定 区 域
■	今 回 追 加 決 定 区 域
■	今 回 刪 除 決 定 区 域
流域下水道幹線	処 理 分 区 界
流域下水道接続点	流域下水道接続点
坂城第4処理分区	処 理 分 区 名
A= 213.6ha	変更前面積
A= 3.7ha	追加前面積
A= 0.0ha	削除前面積
A= 217.3ha	変更後面積



【計画図】



坂城第3処理分区
A=262.8ha

千曲川幹線

坂城第4処理分区
A=213.6ha (変更前)
A= 3.7ha (追加)
A= 0.0ha (削除)
A=217.3ha (変更後)

凡記号	例名林
■	既決定区域
■	今回削除決定区域
—	処理分区界
坂城第4処理分区	処理分区名 変更前面積 A= 213.6ha A= 3.7ha A= 0.0ha A= 217.3ha 変更後面積 A= 217.3ha

凡記号	例名林
■	既決定区域
■	今回削除決定区域

